

海外で武力行使する閣議決定に満身の怒りを込めて抗議する

(抗議声明)

2014年7月1日 全農協労連中央執行委員長 齋藤 裕

7月1日、安倍内閣は集団的自衛権を容認し、自衛隊が海外で武力行使する閣議決定を強行した。

多くの国民が反対の声を高める中で、その声を圧殺し閣議決定を強行したことに對して、私たちは満身の怒りを込めて抗議し、直ちに撤回することを強く求めるものである。

安倍内閣が強行した閣議決定は、日本に対する攻撃がなくても、「密接な関係にある他国に対する武力攻撃」で「日本の存立が脅かされ、国民の声明、自由および幸福追求の権利が根底から覆される明白な危険がある」と、時の内閣が判断した場合には、武力行使は「憲法上許される」と結論付けた。

この決定は、日本が他国に攻められていないのに、他国が行う他国での戦争に日本が積極的に協力・加担することを内閣の公式見解としたものである。

自衛隊が海外で武力行使することは、憲法9条に明確に違反しており、安倍内閣の勝手な判断で憲法解釈を変更することは、「憲法は権力を縛る」という立憲主義の根本原則を否定する一大暴挙である。断じて容認することはできない。

日本が集団的自衛権を行使することは、自衛隊が他国の軍隊と戦闘状態に入り、殺し殺される関係になることである。自衛隊の発足から60年間、自衛隊員がこれまでに一人も殺すこともなく、また殺されることがなかったのは、憲法9条で戦争を放棄し、集団的自衛権行使を厳しく禁止してきたからである。

日本が集団的自衛権の行使に踏み切ることは、世界に対して、自衛隊が軍隊として海外で戦争することを宣言するに等しいことであり、明白な憲法違反である。

私たちの職場である農業協同組合は、前身の産業組合や農業会が戦前、全国の農村から多くの若者を戦争に駆り立てて、再び故郷に帰すことができなかつた痛恨の歴史的反省を踏まえて、戦後、発足した歴史を持っている。

私たちは、その侵略戦争の歴史的反省を忘れることなく、日本を再び戦争をする国にしようとする安倍内閣の暴走に断固抗議するとともに、平和憲法を守るために、全力を挙げてたたかうものである。